

全国介護保険担当課長会議資料

平成11年9月17日（金）

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、医療保険福祉審議会の審議等に伴い変更がありうる。

介護保険制度実施推進本部

資料No. 1	介護保険制度の施行準備の概要について	1
資料No. 2	市町村等の事務処理について	31
資料No. 3	介護保険事務処理システムについて	105
資料No. 4	介護報酬の仮単価について	123
資料No. 5	要介護認定の事務処理等について	140
資料No. 6	介護保険法施行に伴う年金からの特別徴収について	251

介護保険制度の施行準備の概要について

目次

1	介護保険担当者会議の説明と今後の作業について	1
2	介護保険制度施行準備日程（案）	7
3	介護保険事務の広域化について	8
4	平成12年度概算要求の概要について	10
5	広報支援センター等に寄せられた代表的な質問に対する回答について	16
6	「介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の概要について	27

介護保険制度実施推進本部

介護保険担当課長会議の説明と今後の作業について

チー ム	今回の説明事項とそれを受けた当面の作業	今後の国の主な作業日程
総括説明	<p>① 準備日程等について</p> <p>→ 今回提示する準備日程や、市町村等における施行準備行為の段取り等を踏まえ、施行に向けた着実な準備に取り組まれない。</p> <p>② 介護保険事務の広域化について</p> <p>③ 平成12年度概算要求の概要について</p> <p>④ 広報支援センター等に寄せられた主な質問に対する回答について</p> <p>→ 広報支援センター等に寄せられた代表的な質問に対する回答をお示ししたので、施行準備事務を進める際の参考にされたい。</p> <p>⑤ 「介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の概要について</p>	<p>○ 関係省令の整備については、追って10月中に整備省令を制定する予定。</p>
市町村等事務 処理チーム	<p>① 市町村事務処理の流れについて</p>	

チ ャ ッ プ	今回の説明事項とそれを受けた当面の作業	今後の国の主な作業日程
	<p>→ 今回提示する資格者証の取扱い、被保険者の転出に係る受給資格者証明証の交付方法等を踏まえ施行準備事務を進められたい。</p> <p>② 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>③ 介護療養型医療施設の指定について</p> <p>→ 今回お示しする介護療養型医療施設の指定及び申請書類等について留意すべき点や通知案等を踏まえ、各都道府県において10月から始まる指定申請の受付の準備を進められたい。</p> <p>④ 介護保険事業者情報の異動等に関する届出について</p> <p>→ 介護報酬の骨格案を前提に、介護保険事業者情報として都道府県で管理し提供すべき内容を現段階で整理したので、事業者情報に係るシステム構築や事業者台帳の整備の参考とされたい。</p>	<p>○ 介護療養型医療施設の人員、整備及び運営に関する基準等に係る通知については、追って正式のものをお示しする予定。</p>

チー ム	今 回 の 説 明 事 項 と そ れ を 受 け た 当 面 の 作 業	今 後 の 国 の 主 な 作 業 日 程
事務処理システムチーム 【一部については、別冊参照】	① 都道府県と国保連とのインターフェイス ② 保険者と国保連とのインターフェイス（台帳管理業務） ③ 介護給付費点数コード表（案） 【参考】介護給付費の算定構造（案） → 今回提示する国保連とのインターフェイス、介護給付費の点数コードや算定構造等を踏まえ、事務処理システムの開発に取り組まれない。 ③ 公費負担医療等の給付に係る審査支払いについて ④ 介護扶助の給付事務手続きについて	○ 保険者と国保連とのインターフェイス（審査支払業務・共同処理業務）については、近日中にお示しする予定。
介護報酬チーム	○ 「介護報酬の仮単価」について	○ 10月を目途に介護報酬実態調査のとりまとめを行い、来年1月頃に介護報酬額等を決定する予定。

チー ム	今回の説明事項とそれを受けた当面の作業	今後の国の主な作業日程
要介護認定・ 介護支援チー ム	<p>① 準備要介護認定における事前準備体制について → 今回お示しする内容について、管下市町村に周知徹底すると都ともに、本年10月からの準備要介護認定が円滑に実施されるよう、万全の準備を図られたい。</p> <p>② 介護支援専門員補習研修事業の実施について</p> <p>③ 居宅介護支援事業者の給付管理業務について</p> <p>④ 指定居宅介護支援事業等の公正中立な実施について → 居宅介護支援事業者等は、個々のサービス事業者の事業とは独立した公正中立の遵守が極めて重要であり、これに違反することのないよう、今回お示しする内容について指導をお願いしたい。</p>	<p>○ 本年10月に認定支援センターを開設。</p> <p>○ 介護支援専門員補習研修テキストについては、本年11月中旬に配布予定。</p>
年金天引きチ ーム	<p>○ 市町村との情報交換における留意事項について → 今回お示しする留意事項を踏まえ、本年11月から始まる情報交換に向けた準備を進められたい。 → 本年11月末までに、介護保険料振込先金融機関を社会保険業センターへ登録されたい。</p>	<p>○ 情報交換の具体的な事務処理要領については、10月上旬を目途に通知する予定。</p>

チー ム	今回の説明事項とそれを受けた当面の作業	今後の国の主な作業日程
<p>介護保険事業 計画・基盤整 備チーム</p> <p>【別冊参照】</p>	<p>① 平成11年度中の要介護認定の実施について</p> <p>→ 各市町村において、認定調査・審査判定を必要とする者の優先順位等に留意しつつ、計画的な実施に取り組まれない。</p> <p>② 介護保険事前サービス調整について</p> <p>→ 今回お示しする事例等も参考にして、各市町村等の実態に応じた、介護保険制度施行前からのサービス調整等の取組みを進められたい。</p> <p>③ 特別養護老人ホームの入所希望者への対応について</p> <p>→ 今回お示しする取扱い等を踏まえ、現行の措置制度から介護保険制度によるサービス利用への円滑な移行に向けた準備を進められたい。</p>	

介護保険制度施行準備日程 (案)

		国	都道府県	市町村
11年度	1	<ul style="list-style-type: none"> ○介護報酬実態調査 ○要介護者等の実態調査の収集 ○全国会議Ⅶ ○要介護認定基準、基本指針の公布 ○条例準則案の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス量の見込み等のとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス量の見込み等のとりまとめ ○介護認定審査会の定数等を定める条例 ○特別徴収に係る接続試験
	2	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援専門員指導者研修継続 (第4期) ○第1号保険料についての中間集計 ○介護報酬基本骨格案 ○介護報酬仮単価公表 ○介護保険運営費の国庫負担等概算要求 ○全国会議Ⅷ ○介護サービス量の見込み等のとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援専門員実務研修受講試験・実務研修継続 (通年) ○特別徴収に係る接続試験 (社会保険事務所) ○認定審査会委員・訪問調査員の研修 ○居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者の指定開始 	
	3	<p>⇔ ⇔</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別徴収対象者情報作成及び通知 	<p>ⓐ 要介護認定申請受付・要介護認定開始 ⇔</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護認定審査会設置 (受託) ○介護保険審査会設置 ○指定介護療養型医療施設の申請受付 (社会保険事務所) ○介護支援専門員補習研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護認定審査会設置 ○被保険者管理等事務システム稼働 ○被保険者証交付 ○特別徴収対象者情報の受理及び本人特定 ○初年度仮徴収額の変更の条例
	4	<ul style="list-style-type: none"> ○介護報酬等の諮問答申 ○介護保険関係予算の確定 ○特別徴収開始 (12年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業支援計画策定 ○指定介護療養型医療施設の指定 ○財政安定化基金条例の制定 ○介護保険関係予算の確定 (社会保険事務所) 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業計画策定 ○保険料率の決定 ○介護保険関係予算の確定 ○特別徴収対象被保険者の決定
12年度	1	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援専門員指導者研修継続 (第5期) 	<ul style="list-style-type: none"> ○主管組織の設置 ○財政安定化基金の設置 ○事業者・施設の指導・監督 ○国保連介護給付費審査会設置・業務開始 ○介護支援専門員実務研修受講試験・実務研修継続 (通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○主管組織の設置 ○介護保険特別会計設置 ○保険料賦課・徴収

広域的な保険者運営を行う市町村

平成11年9月1日調査

	都道府県別市町村数			広域連合				一部事務組合				市町村相互財政安定化事業			
	市/特別区	町	村	地域数	市	町	村	地域数	市	町	村	地域数	市	町	村
北海道	34	154	24	1	1	5									
青森県	8	34	25												
岩手県	13	30	16	1	1	2		2	1	7	3				
宮城県	10	59	2												
秋田県	9	50	10					2	2	18	3				
山形県	13	27	4												
福島県	10	52	28												
茨城県	20	48	17												
栃木県	12	35	2												
群馬県	11	33	26												
埼玉県	43	38	11												
千葉県	31	44	5												
東京都	50	5	8												
神奈川県	19	17	1												
新潟県	20	57	35					1		2	2				
富山県	9	18	8					5	4	18	8				
石川県	8	27	6	1			5								
福井県	7	22	6	1		6									
山梨県	7	37	20												
長野県	17	36	67					2	1	2	7				
岐阜県	14	55	30	6	1	21	17	2		5	5				
静岡県	21	49	4					1		3					
愛知県	31	47	10	1	3	1									
三重県	13	47	9	5	5	14	4	1		3	1				
滋賀県	7	42	1					1		5	1				
京都府	12	31	1												
大阪府	33	10	1	1	3										
兵庫県	22	66	0												
奈良県	10	20	17												
和歌山県	7	36	7					1		2	1				
鳥取県	4	31	4	1		3	1								
島根県	8	41	10	2		12	5	4	3	16	3	2	3	8	2
岡山県	10	56	12					1		4					
広島県	13	67	6												
山口県	14	37	5												
徳島県	4	38	8												
香川県	5	38	0												
愛媛県	12	44	14												
高知県	9	25	19	1		3	2								
福岡県	24	65	8	1	4	59	8								
佐賀県	7	37	5	1	2	13	3	3	4	22	2				
長崎県	8	70	1	1		9		3	2	27					
熊本県	11	62	21												
大分県	11	36	11												
宮崎県	9	28	7												
鹿児島県	14	73	9												
沖縄県	10	16	27												
全国	694	1990	568	24	20	148	45	29	17	134	36	2	3	8	2

広域的な保険者運営を行う地域	55 地域
広域的な保険者運営を行う市町村	413 市町村

※)平成11年3月現在で介護保険財政の広域化を決定していた地域は41地域327市町村

認定審査会の設置形態

平成11年9月1日調査

	都道府県別市町村数			機関の共同設置				広域連合				一部事務組合			事務の委託			単独実施			
	市/特別区	町	村	地域数	市	町	村	地域数	市	町	村	地域数	市	町	村	市	町	村	市	町	村
北海道	34	154	24	45	11	138	24	1	1	5								22	11		
青森県	8	34	25	1	1	3	4	2	3	13	12	3	4	18	9						
岩手県	13	30	16	7	5	13	8	2	3	4		4	4	11	8			1	2		
宮城県	10	59	2	10	1	28	1					5	5	30	1	1		4			
秋田県	9	50	10	3		12	2					6	6	34	8	2		3	2		
山形県	13	27	4	3	1	13	4											12	14		
福島県	10	52	28	12	2	32	10					4	3	19	18			5	1		
茨城県	20	48	17	15	5	29	11					2		9	3		1	15	10	2	
栃木県	12	35	2									2		6				12	29	2	
群馬県	11	33	26	6	6	19	11					4	3	10	14			2	4	1	
埼玉県	43	38	11	4	2	6	2					2	2	10	6		1	39	22	2	
千葉県	31	44	5	6	1	18	3					3	3	17	2			27	9		
東京都	50	5	8														2	50	5	6	
神奈川県	19	17	1	2		7												19	10	1	
新潟県	20	57	35	15	9	31	21					6	3	21	14			8	5		
富山県	9	18	8									5	4	18	8			5			
石川県	8	27	6	7	2	15	6					1		4				6	8		
福井県	7	22	6	6	3	22	5					1	2		1			2			
山梨県	7	37	20	3	1	7	5	1	2	1	4	5	3	29	10		1	1			
長野県	17	36	67					5	6	18	42	5	11	18	25						
岐阜県	14	55	30	3	1	8		6	1	21	17	7	8	26	13			4			
静岡県	21	49	4	12	8	32	4					3		10				13	7		
愛知県	31	47	10	5	1	15	4	1	3	1		3		8	4			27	23	2	
三重県	13	47	9	4	3	15	1	8	7	29	7	1		3	1			3			
滋賀県	7	42	1	3	3	11						3		13	1			4	18		
京都府	12	31	1									1	2	1		30	1	10			
大阪府	33	10	1	4	4	6	1	1	3									26	4		
兵庫県	22	66	0	3		10						7	2	33				20	23		
奈良県	10	20	17	4	2	7	4	2	2	6	13	1		7				6			
和歌山県	7	36	7	4	1	11	1					4	2	17	4			4	8	2	
鳥取県	4	31	4					1	1	8	1	2	3	23	3						
島根県	8	41	10	1	2	5		2		12	5	6	6	24	5						
岡山県	10	56	12	12	3	35	7	1		3		2	1	8	5			6	10		
広島県	13	67	6	10	4	31	2					4	1	18	4	5		8	13		
山口県	14	37	5	9	2	25	1					1		3	4			12	9		
徳島県	4	38	8	5		11	1	1		7	1	4		20	6			4			
香川県	5	38	0									6	5	38							
愛媛県	12	44	14	10	1	30	11					2	2	5	3			9	9		
高知県	9	25	19	7	4	13	6	1		3	2	3	2	8	8			3	1	3	
福岡県	24	65	8	3	6	4		1	4	59	8							14	2		
佐賀県	7	37	5	1	1	2		1	2	13	3	3	4	22	2						
長崎県	8	70	1	7	4	26	1	1		9		5	2	35				2			
熊本県	11	62	21	3	2	13	12	4	4	32	3	3	3	17	6			2			
大分県	11	36	11	1	1	5		4	3	13	3	5	7	18	8						
宮崎県	9	28	7	10	9	28	7														
鹿児島県	14	73	9					2		9		11	12	61	7	2	2	2	1		
沖縄県	10	16	27									5	3	11	24			7	5	3	
全国	694	1990	568	266	112	736	180	48	45	266	121	150	118	683	235	0	40	8	419	265	24

介護認定審査会を広域的に設置する地域 ※	475 地域
介護認定審査会を広域的に設置する市町村	2,544 市町村
介護認定審査会を単独で設置する市町村	708 市町村

※) 事務の委託を行う市町村については、受託主体ごとに1地域として計上

平成12年度予算概算要求の概要

市町村等に対する介護保険制度の円滑な施行に向けた取組み

1 介護給付費負担金等

(1) 介護給付費負担金

0 → 759,606百万円

(内 容) 各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。

(2) 調整交付金

0 → 189,902百万円

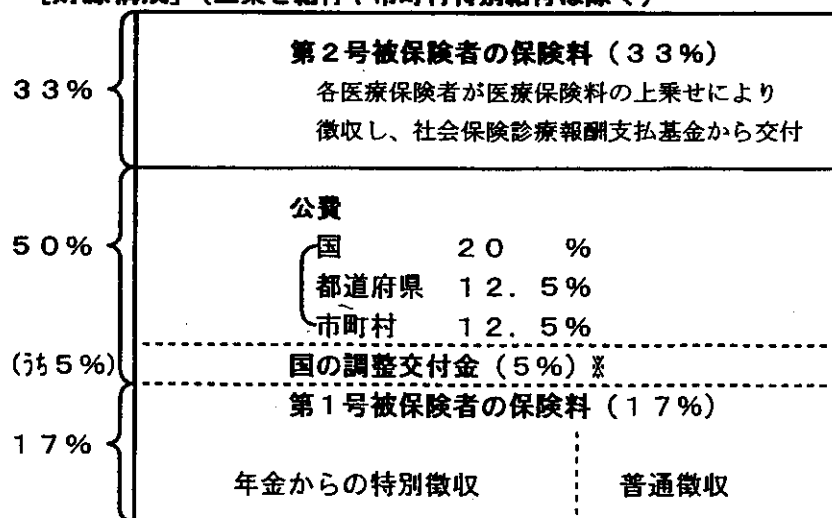
(内 容) 各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。
(市町村間の後期高齢者の割合等に応じて調整)

(参 考 1)

総費用	43,000	億円
利用者負担額	5,020	億円
給付費	37,980	億円
公費負担額	18,990	億円
国庫負担	9,500	億円
都道府県	4,750	億円
市町村	4,750	億円
1号負担額	6,460	億円
2号負担額	12,530	億円
国庫負担	2,880	億円
保険料	9,650	億円
(再掲)		
国庫負担額	12,370	億円

(参 考 2) 市町村の介護保険財政について

【財源構成】(上乗せ給付や市町村特別給付は除く)



※ 国費の5%分は、調整交付金として、後期高齢者の割合等による第1号保険料率の市町村間格差の調整のために充てる。このため、実際に個別の市町村に交付される割合は、各市町村によって異なる

2. 2号保険料国庫負担金

0 → 287,924百万円

(内 容) 国民健康保険及び政府管掌健康保険の介護納付金にかかる国庫負担(補助)に要する所要額
(国庫負担(補助)率は医療費に対する国庫負担(補助)率と同様)

3. 財政安定化基金負担金

0 → 22,026百万円

(内 容) 都道府県が設置する財政安定化基金に対し、国がその財源の3分の1を負担。

(実施主体) 都道府県

(補助率) 1/3 (負担割合: 国: 1/3、都道府県1/3、市町村1/3(第1号保険料))

4. 要介護認定事務費交付金

11,165 → 26,013百万円

(内 容) 市町村が行う要介護認定・要支援認定の事務処理に要する費用の交付(認定調査費、主治医意見書作成料、介護認定審査会委員手当、認定結果通知書作成費等)

(実施主体) 市町村

(補助率) 1/2 (国: 1/2、市町村1/2)

5. 介護保険制度施行経費

149 → 1,539百万円

(事業内容) 制度施行を円滑に行うため、各種事業等に対し、補助を行う。

- ・介護保険審査会運営経費
- ・事業者、施設指定事務関係経費
- ・保険者指導経費
- ・介護情報等提供経費
- ・国保連の苦情処理体制整備助成経費 等

(実施主体) 都道府県

(補助率) 1/2 (国: 1/2、都道府県1/2)

(参 考) 国保連の苦情処理体制整備助成経費

介護サービスに関する苦情処理に係る費用について、国保連の事務費として各都道府県を通して国保連联合会に助成することとし、約27億円(事業費ベース)の要求を行っている。

6. 認定調査員等研修事業

335 → 422百万円

(内容)

(1) 認定調査員研修事業(継続)

認定調査員に対し、認定調査の手法、調査の留意点等の研修を実施することにより、認定調査事務の円滑かつ適正化を図る。

(2) 認定審査会委員研修事業(継続)

介護認定審査会委員に対し、要介護認定の仕組み、認定調査の内容等についての研修を実施し、円滑かつ適切な審査を実施する。

(3) 主治医研修事業(新規)

要介護認定に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載が適切に行われるよう、主治医を対象に、要介護認定の仕組み、主治医意見書の記載方法等について研修を実施する。

(4) 介護支援専門員養成研修事業(継続)

要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する介護支援専門員を養成するための研修を実施する。

(5) 介護支援専門員現任研修事業(新規)

制度運営の要である介護支援専門員に対して、実務研修修了後においても、定期的に現任研修を行い、介護支援専門員の資質の向上を図る。

(実施主体) 都道府県
(補助率) 1/2 (国1/2、都道府県1/2)

※なお、介護制度の円滑な実施のための対策に要する経費については、予算編成過程において検討する。